

# 熱損失防止改修住宅に対する減額申告書

令和 年 月 日

四国中央市長 様

市税条例附則第10条の3第8項の規定に基づき申告します。

申告者 (納税義務者)	住所			
	ふりがな 氏名又は名称	⑨		
	個人番号又は法人番号(右詰で記載)			
	電話番号	—	—	
家屋の所在				
家屋番号		床面積 (内、居住の用に供 する部分の床面積)	m <sup>2</sup>	
種類			( m <sup>2</sup> )	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	
熱損失防止 改修工事の 完了年月日	年 月 日	熱損失防止 改修工事に 要した費用	円	
熱損失防止改修 工事が完了した 日から3ヶ月を 経過して申告し た理由				
添付書類	1. 納税義務者の住民票の写し 2. 熱損失防止改修工事に要した費用を証する書類 3. 熱損失防止改修工事証明書			

- ※ 税義務者が四国中央市に住所を有する場合は、住民票の写しは必要ありません。
- ※ 損失防止改修工事の内容は、国土交通省告示第515号(平成20年4月30日)を参照してください。
- ※ 損失防止改修工事証明書は、国土交通省告示第516号(平成20年4月30日)を参照してください。